

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>【保健医療部】</p> <p>新</p> <p>1 特定健康診査等実施事業費</p>		<p>1,085,775</p> <p>(一財 1,085,775)</p>	<p>1,085,775</p> <p>(一財 1,085,775)</p>	<p>平成20年度から医療保険者に義務づけられる特定健康診査等の実施に係る市町村国保への負担金及び国保組合への補助金</p> <p>1 特定健康診査等実施事業費負担金 10億4,714万2千円</p> <p>市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3の負担金</p> <p>2 特定健康診査等実施事業費補助金 3,863万3千円</p> <p>国保組合が行う特定健康診査・特定保健指導に対する補助金</p>
<p>【審査の考え方】</p> <p>生活習慣病の予防・医療費適正化の観点から、事業の必要性を認め、要求額を措置した。</p>				

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>2 医師確保対策関連事業</p>	<p>32,931 (一財 32,931)</p>	<p>105,570 (国庫 71,558 一財 34,012)</p>	<p>105,570 (国庫 71,558 一財 34,012)</p>	<p>小児科、産科などの勤務医不足に対応するための、総合的な医師確保対策の実施</p> <p>新</p> <p>1 安心できるお産環境支援事業費 8,865万4千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母体搬送コントロールセンターの設置、運営 ・NICU施設整備への補助 ・病院で分娩を担当する助産師の養成 <p>新</p> <p>2 開業医による勤務医師確保支援事業費 815万9千円</p> <p>地域の開業医が病院を支援するモデル事業の実施 実施地区：朝霞地区（小児科）ほか1か所 実施期間：平成20年度～平成22年度</p> <p>3 医師確保対策推進事業費 875万7千円</p> <p>臨床研修医の確保、小児科・産科の後期研修医の地域病院への派遣のための事業の実施</p>

【審査の考え方】
 小児科、産科などの勤務医不足への対応策として、医師確保対策を総合的に拡大する必要性を認め、要求額を措置した。

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>新</p> <p>3 健康長寿推進事業</p>		<p>1,189 (一財 1,189)</p>	<p>1,189 (一財 1,189)</p>	<p>健康長寿埼玉モデルの構築に向けて、健康長寿を地域で支えるシステムを検討するための指標について、調査・評価・検証を実施</p> <p>1 健康長寿埼玉モデル検討チームの設置 27万8千円</p> <p>健康長寿を地域で支えるシステムを検討するための指標について、調査・評価・検証を実施</p> <p>2 調査の実施 91万1千円</p> <p>先進地視察、聞き取り調査等の実施</p>

【審査の考え方】
今後の高齢化の進展の中で、いかに地域の活力を高めていくかという課題を解く鍵として、健康長寿のまちづくりモデルを研究する必要性を認め、要求額を措置した。

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>4 肝炎対策推進事業費</p>	<p>2,857</p> <p>〔国庫 1,428 一財 1,429〕</p>	<p>1,107,912</p> <p>〔国庫 554,947 一財 552,965〕</p>	<p>1,107,912</p> <p>〔国庫 554,947 一財 552,965〕</p>	<p>肝炎に係る医療費の助成、正しい知識の普及啓発及び診療水準の向上のための事業の実施</p> <p>新</p> <p>1 肝炎医療費助成事業 11億58万6千円</p> <p>インターフェロン治療を行う患者に対する医療費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 7年間（H20～H26） ・負担割合 国1/2、県1/2（自己負担あり） ・対象者数 約4,200人/年 <p>新</p> <p>2 緊急肝炎ウイルス検査事業 424万2千円</p> <p>医療機関における無料肝炎検査の実施</p> <p>3 普及啓発事業等 308万4千円</p> <p>肝炎診療従事者専門研修の実施等</p>
<p>【審査の考え方】 肝炎患者の経済的支援の観点から、事業の必要性を認め、要求額を措置した。</p>				

保健医療部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
<p>新</p> <p>5 特定疾患対策費 (県単疾患追加分)</p>		<p>9,000 (一財 9,000)</p>	<p>9,000 (一財 9,000)</p>	<p>特定疾患の患者に対する医療費の一部の助成</p> <p>医療給付(県単独指定疾患追加分) 900万円</p> <p>・県単独で新たに1疾患を追加</p> <p>疾患名：原発性慢性骨髄線維症</p> <p><参考>県単独指定疾患(現行) 8疾患 溶血性貧血(S53) 橋本病(S54) 特発性好酸球增多症候群(H8) 脊髄性進行性筋萎縮症(H16) 脊髄空洞症(H16) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎(H17) ミトコンドリア脳筋症(H18) 特発性肥大型心筋症(拡張相)(H19)</p>

【審査の考え方】
難病患者の経済的支援の観点から、
事業の必要性を認め、要求額を措置
した。